及び「平成六年度における地方税の減収補てんのための地方債の許可予定額の枠配分について（平成七年三月二十八日付自治地第七十四号都道府県知事あて自治事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成六年度減収補塡債」という。）」を削り、「並びに平成二十六年度」を「、平成二十六年度」に改め、「（以下「平成二十六年度減収補塡債」という。）」の下に「並びに平成二十七年度において「平成二十七年度地方債同意等予定額について（平成二十八年二月二十九日付け総財地第二十三号、総財務第二十二号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十七年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十七年度減収補塡債」という。）」を加え、同表第四十五号中「平成六年度から」を「平成七年度から」に改め、「、平成六年度において「平成六年度臨時財政特例債（普通会計分）に係る起債許可予定額の枠配分（第二次分）について（平成七年三月二十八日付自治地第八十四号都道府県知事、指定都市市長あて自治事務次官通知）」、「平成六年度臨時財政特例債の配分額について（第一次配分）（平成六年九月二十日付自治準企第二百六十九号都道府県知事、指定都市市長あて自治事務次官通知）」及び「平成六年度臨時財政特例債に対する枠配分額の決定について（第二次配分）（平成七年三月七日付自治準企第五十六号都道府県知事、指定都市市長あて自治事務次官通知）」に基づき特別に発行を許可された地方債」を削り、同表第四十六号中「平成六年度から平成二十六年度までの各年度の」を「平成七年度から平成二十七年度までの各年度の」に改め、同号1中「平成六年度から平成二十六年度まで」を「平成七年度から平成二十七年度まで」に改め、同表第四十七号中「平成十七年度減税補塡債（恒久的減税分）」を「平成十七年度減税補塡債（先行減税分）」に改め、「地方財政法第三十三条の五の四の規定により平成十七年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十七年度減税補塡債（先行減税分）」という。）」を削り、同表第四十九号中「平成二十六年度まで」を「平成二十七年度まで」に、「及び同項」を「、同項」に改め、「（以下「平成二十六年度臨時財政対策債」という。）」の下に「及び同項の規定により平成二十七年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十七年度臨時財政対策債」という。）」を加え、同表第五十号1中「及び平成二十六年度」を「、平成二十六年度」に改め、「平成二十六年度東日本大震災全国緊急防災施策等債（以下「平成二十七年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）」の下に「及び平成二十七年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十七年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）」を加え、同条第三項中「第十二号から第二十六号まで」を「第十三号から第二十七号まで」に改め、「生じた幼児」の下に「、小学校就学前子ども」を加え、「ときは、当該幼児」の下に「、小学校就学前子ども」を加え、「とし、当該幼児」を「とし、当該」に、「教職員数は、幼児数」を「教職員数は、」に改める。

第七条第一項の表都道府県の項第二号2(2)中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同項第四号1中「昭和五十九年度」を「昭和六十年度」に、同号2中「平成二十六年度まで」を「平成二十七年度まで」に改め、同号に次のように加える。

(16)	平成二十七年度補正予算債
	ア　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十七年度都道府県六十・〇％分」という。）
	イ　アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十七年度都道府県五十・〇％分」という。）

第七条第一項の表都道府県の項第五号中「平成六年度から平成二十六年度まで」を「平成七年度から平成二十七年度まで」に改め、同号中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(21)までを一ずつ繰り上げ、同号に次のように加える。

(21)	平成二十七年度減収補塡債

第七条第一項の表都道府県の項第六号中「平成六年度から」を「平成七年度から」に改め、同号中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、同項第七号中「平成六年度から平成二十六年度まで」を「平成七年度から平成二十七年度まで」に改め、同号中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(21)までを一ずつ繰り上げ、同号に次のように加える。

(21)	平成二十七年度において発行について同意又は許可を得た財源対策債（以下この表及び別表第一において「平成二十七年度財源対策債」という。）

第七条第一項の表都道府県の項第八号(11)中「（恒久的減税分）」を削り、同号中(12)を削り、(13)を(12)とし、同項第十号中「平成二十六年度まで」を「平成二十七年度まで」に改め、同号に次のように加える。

(15)	平成二十七年度臨時財政対策債

第七条第一項の表都道府県の項第十一号中「平成二十六年度まで」を「平成二十七年度まで」に改め、同号に次のように加える。

(5)	平成二十七年度東日本大震災全国緊急防災施策等債
	ア　全国防災事業債分
	イ　緊急防災・減災事業債分

第七条第一項の表市町村の項第六号1中「昭和五十九年度」を「昭和六十年度」に、同号2中「平成二十六年度まで」を「平成二十七年度まで」に改め、同号に次のように加える。

(16)	平成二十七年度補正予算債
	ア　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十七年度市町村六十・〇％分」という。）
(ア)	平成二十七年度市場公募都市に係るもの
(イ)	平成二十七年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
	イ　アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十七年度市町村五十・〇％分」という。）
(ア)	平成二十七年度市場公募都市に係るもの
(イ)	平成二十七年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

第七条第一項の表市町村の項第七号中「平成六年度から平成二十六年度まで」を「平成七年度から平成二十七年度まで」に改め、同号中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(6)までを一ずつ繰り上げ、(7)を削り、(8)を(6)とし、(9)から(21)までを二ずつ繰り上げ、同号に次のように加える。

(20)	平成二十七年度減収補塡債
	ア　平成二十七年度市場公募都市に係るもの
	イ　平成二十七年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

第七条第一項の表市町村の項第八号中「平成六年度から」を「平成七年度から」に改め、同号中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、同号に次のように加える。

(21)	平成二十七年度財源対策債
	ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
(ア)	平成二十七年度市場公募都市に係るもの
(イ)	平成二十七年度市場公募都市以外の市町村に係るもの